

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年2月28日提出
【計算期間】	第2期(自 2024年6月7日 至 2024年12月6日)
【ファンド名】	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Aコース（野村SMA・EW向け） アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Bコース（野村SMA・EW向け）
【発行者名】	アライアンス・バーンスタイン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阪口 和子
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号 日比谷パークフロント
【事務連絡者氏名】	岡本 元樹
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号 日比谷パークフロント
【電話番号】	03 - 5962 - 9165
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、「アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて、主として成長の可能性が高いと判断される米国普通株式に投資し、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

委託会社が適切と判断した場合には、米国以外の発行者による米国預託証券（ＡＤＲ）、優先証券などに投資することがあります。

信託金の限度額

AコースとBコースの合計で5,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの分類

当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです（該当区分を網掛け表示しています。）。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

・単位型・追加型の区分...追加型

一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

・投資対象地域による区分...海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産による区分...株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■ 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (日本含む)		A コース あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性()	年 2 回	日本 北米	ファミリー ファンド	(フルヘッジ)
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式))	年 4 回	欧州 アジア	ファンド・ オブ・ ファンズ	B コース なし
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型	年 6 回(隔月)	オセアニア 中南米		
	年 12 回(毎月)	アフリカ 中近東(中東)		
	日々	エマージング		
	その他()			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

・投資対象資産による属性区分...その他資産（投資信託証券（株式））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式に主として投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に株式へ投資しています。このため、商品分類表の投資対象資産（収益の源泉）は株式に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産（投資信託証券（株式））」に分類されます。

・決算頻度による属性区分...年 1 回

目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域による属性区分...北米

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資形態による属性区分...ファミリー・ファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

・為替ヘッジによる属性区分・・・

A コース：為替ヘッジあり（フルヘッジ）

目論見書または投資信託約款において、全ての資産に為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

B コース：為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

為替ヘッジによる属性区分は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドが該当するもの以外の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの特色

a．マザーファンドを通じて、主として成長の可能性が高いと判断される米国株式に投資します。

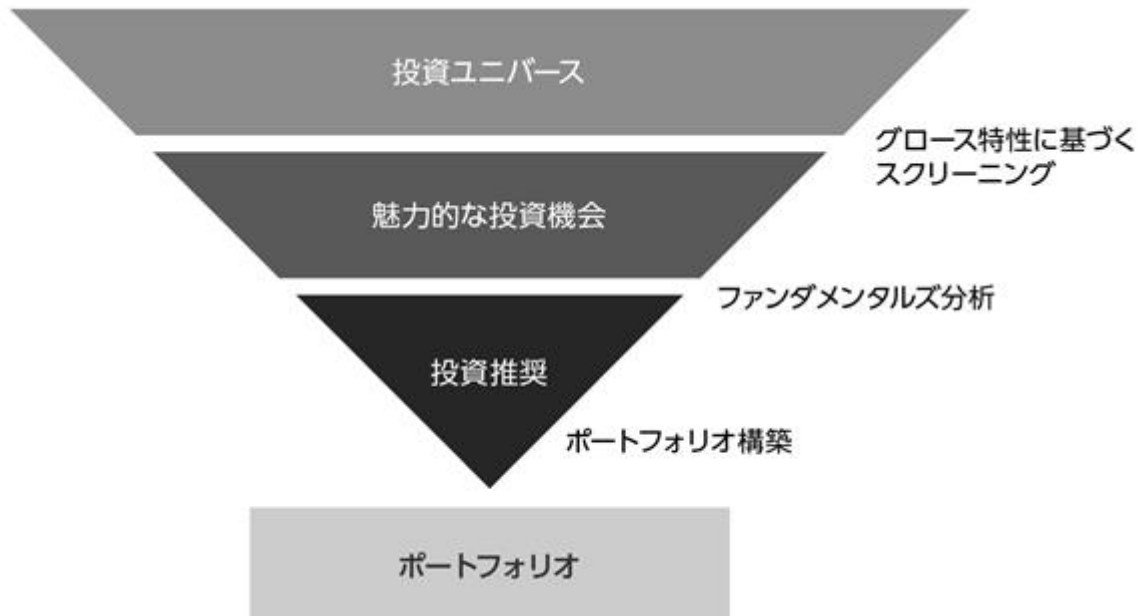
b．企業のファンダメンタルズ分析と株価バリュエーションに基づく銘柄選択を基本としたアクティブ運用を行います。

■ 高い利益成長もしくは持続的な利益成長の可能性が高いと判断される企業を発掘します。

- 株価の値上がりが期待できる企業を選別するため、アライアンス・バーンスタイン(以下、「A B」)^{*}のリサーチ・アナリストとポートフォリオ・マネジャーがボトム・アップによるファンダメンタルズ分析を行います。

^{*}アライアンス・バーンスタインおよびA Bには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

<運用のプロセス>



- グロース特性に基づきスクリーニングされた銘柄について、アナリストによる綿密なファンダメンタルズ・リサーチを参考に、A Bの米国大型株運用チームは投資推奨銘柄に絞り込みます。
ファンダメンタルズ・リサーチにおいては、財務分析だけでなく、ESG（環境、社会、ガバナンス）など非財務分析も考慮に入れ、多面的な企業分析により持続的な成長企業を選別します。
 - 運用チームは、最終的にファンダメンタルズ分析の確信度やリスク特性などを考慮し、有望と判断される銘柄を選定します。
上記の内容は、今後変更する場合があります。
- c. 「Aコース」は原則として為替ヘッジを行い、「Bコース」は原則として為替ヘッジを行いません。
- Aコース：為替ヘッジあり
実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。
 - Bコース：為替ヘッジなし
実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- d. マザーファンドおよびAコースの運用の一部は、A Bのグルーブ会社に委託します。
- 運用指図に関する権限委託：
マザーファンドの株式等の運用およびAコースの為替ヘッジ
国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。
 - 委託先（投資顧問会社）：
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするA Bは、総額約8,059億米ドル（2024年9月末現在、約115.3兆円^{*2}）の資産を運用し、米国をはじめ世界27の国・地域、54都市（2024年9月末現在）に拠点を有しています。

*1 アライアンス・バーンスタインおよびA Bには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

*2 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル＝143.040円（2024年9月30日のWMリフィニティブ）を用いております。

e. S & P 500 株価指数（配当金込み）^{*} をベンチマークとします。

■ A コース

S & P 500 株価指数（配当金込み、円ヘッジベース）^{*}

■ B コース

S & P 500 株価指数（配当金込み、円ベース）^{*}

* S & P 500 株価指数とは、米国の投資情報会社であるS & Pが算出、公表している株価指数で、米国の主要500銘柄を時価総額で加重平均し算出したものです。S & P 500 株価指数（配当金込み、円ヘッジベース）は、S & P 500 株価指数（配当金込み、米ドルベース）をもとに、為替ヘッジにかかる費用相当分を考慮して委託会社が円ヘッジベースに換算したものです。S & P 500 株価指数（配当金込み、円ベース）は、S & P 500 株価指数（配当金込み、米ドルベース）をもとに、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を用いて委託会社が円ベースに換算したものです。

ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことで、また、投資対象国の株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

f. 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2024年2月16日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。

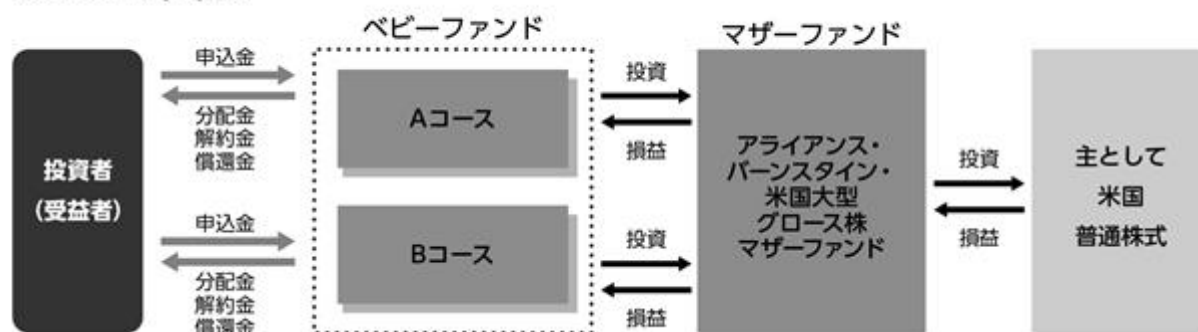
（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

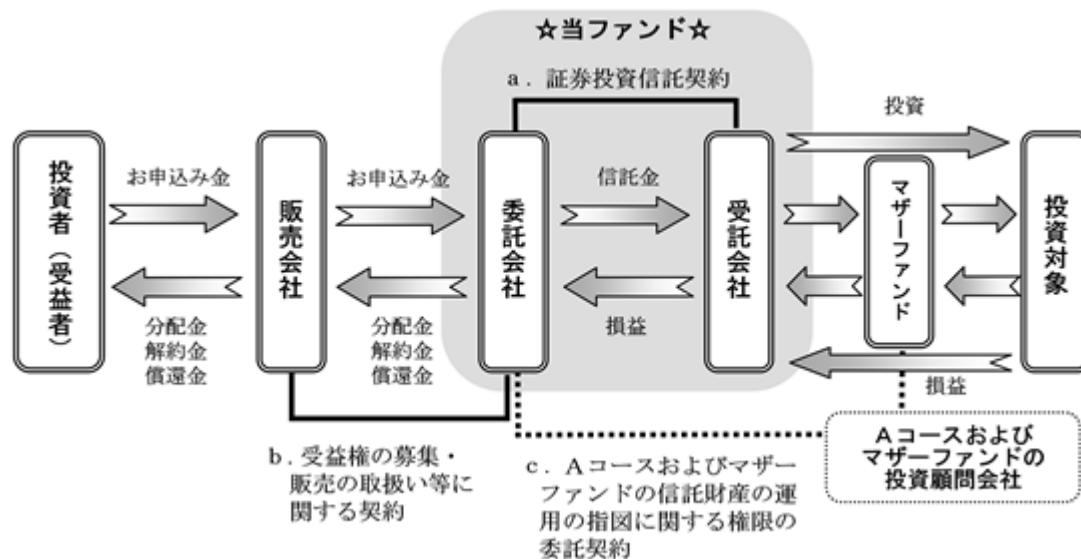
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。

ファミリーファンド方式とは、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにて行うという仕組みです。

ファンドの仕組み



ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。
マザーファンドの運用損益はすべてベビーファンドに還元されます。
ベビーファンドから金融商品等に直接投資する場合があります。
新たなベビーファンドを設定し、マザーファンドに投資することがあります。



当ファンドの関係法人とその役割

< 販売会社 >

- ・受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

< 委託会社 >

アライアンス・バーンスタイン株式会社

- ・信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

< 受託会社 >

三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社）

株式会社日本カストディ銀行

- ・信託財産の管理業務等を行います。

< Aコースおよびマザーファンドの投資顧問会社 >

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

- ・Aコースおよびマザーファンドの信託財産の運用の指図（除く国内余剰資金の運用の指図）を行います。ただし、委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

関係法人との契約等の概要

a. 証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。

c. Aコースおよびマザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において、Aコースおよびマザーファンドの「信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約」を締結しており、投資顧問会社の業務内容、委託会社への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

委託会社等の概況

a. 資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。(2024年12月末現在)

b. 委託会社の沿革

- 1996年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社 設立。
2000年 1 月 1 日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更。
2000年 1 月 1 日 アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク（現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク）東京支店から、営業を譲り受ける。
2006年 4 月 3 日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更。
2016年 4 月 1 日 アライアンス・バーンスタイン証券会社 東京支店から、事業の一部を譲り受ける。

c．大株主の状況

（2024年12月末現在）

名称	住所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国テネシー州ナッシュビル市 コマース・ストリート501	32,600株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

当ファンドは、マザーファンドを通じて、主として成長の可能性が高いと判断される米国普通株式に投資し、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

運用方法

a．投資対象

アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

b．運用態度

（イ）主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、成長の可能性が高いと判断される米国普通株式に対して投資を行い、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

（ロ）株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

（ハ）Aコースの実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ること基本とします。

Bコースの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

（ニ）当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の純資産総額が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。）

（イ）有価証券

（ロ）デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）に係る権利

（ハ）金銭債権

（ニ）約束手形

b．次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a．株券または新株引受権証書

b．国債証券

c．地方債証券

d．特別の法律により法人の発行する債券

e．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

f．特定目的会社に係る特定社債券

g．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

h．協同組織金融機関に係る優先出資証券

i．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券

j．コマーシャル・ペーパー

k．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

l．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

m．投資信託または外国投資信託の受益証券

n．投資証券、投資法人債券または外国投資証券

o．外国貸付債権信託受益証券

p．オプションを表示する証券または証書

q．預託証書

r．外国法人が発行する譲渡性預金証書

s．指定金銭信託の受益証券

t．抵当証券

u．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

v．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお a．の証券または証書、l．ならびに q．の証券または証書のうち a．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b．から f．までの証券および l．ならびに q．の証券または証書のうち b．から f．までの証券の性質を有するものおよび n．に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m．の証券および n．の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

a．預金

b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

c．コール・ローン

d．手形割引市場において売買される手形

e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

f．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

金融商品の運用指図

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は信託金を、上記のa. からd. までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制

委託会社はAコースおよびマザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を以下の者に委託することがあります。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社は、ファンドの運用・管理業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。

- ・リーガル・コンプライアンス本部は信託約款および法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。
- ・運用管理部はポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについてモニターしています。
- ・クライアント本部は市場リスク等があらかじめ定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしています。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、運用委託先の管理については、社内規程に従い、運用部門から独立した管理担当部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

また、受託会社に対して、信託財産の日常の管理業務を通じ、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

上記の運用体制等は、今後変更する場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

原則として、毎決算時（毎年12月6日。休業日の場合は翌営業日）に、以下の方針に基づき分配を行います。（ただし、初回決算日は、2024年6月6日とします。）

- a. 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- b. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないこともあります。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

（収益分配金に関する留意事項）

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

収益の分配方式

- a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（イ）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（ロ）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

- b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、原則として、決算日の翌営業日に税引後無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

信託約款に定める投資制限

- a．株式への投資割合

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

- b．投資する株式等の範囲

（イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当てまたは社債権者割当てにより取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ロ）上記（イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

- c．同一銘柄の株式等への投資割合

（イ）委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。なお、マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ロ）委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のう

ち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。なお、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。なお、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

d．新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます（以下同じ。）。

e．投資信託証券への投資割合

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

f．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

g．未登録・未上場の株式等への投資割合

未登録、未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、私募債、その他流動性の乏しいものへの投資については、それらの実質合計額が純資産総額の10%以内とします。

h. 先物取引等の運用指図および範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、および投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします。（以下同じ。）
- () 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- () 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額。）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象金融商品の指図範囲 a. から d. 」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- () コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本 h. で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 % を上回らない範囲内とします。
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、および投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (i) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
- () 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
- () コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5 % を上回らない範囲内とし、かつ本 h. で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 % を上回らない範囲内とします。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、および投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (i) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象金融商品の指図範囲 a. から d. 」に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

- () 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象 金融商品の指図範囲 a . から d . 」に掲げる金融商品で運用している額（以下、「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- () コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5 % を上回らない範囲内とし、かつ本 h . で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 % を上回らない範囲内とします。

i . スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- (ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

j . 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ヘ) 上記（ホ）においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ト) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (チ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (リ) 本「j」に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（ヌ）本 j に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日まで
の期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為
替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本 j に
おいて同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取
引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本 j において同じ。）を取り決め、そ
の取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差
し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決
済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日
における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた
金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先
物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から
満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に
割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

k．デリバティブ取引等に係る投資制限

（イ）デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金
利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様
の損益を実現する目的以外には利用しません。

（ロ）外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

（ハ）委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに
従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

1．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エク
スポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則
として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとな
った場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行
うこととします。

法令により禁止または制限される取引等

a．同一法人の発行する株式の取得制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指
図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権
の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできま
せん。

b．投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標
に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合
理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デ
リバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは
証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用
を行うことはできません。

その他信託約款に定める取引の方法と条件

a．外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産の為替変動リスクを回避するため、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額を限度として、外国為替の売買の予約を指図することができます。ただし、Bコースでは、実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

b．有価証券貸付けの指図・目的・範囲

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の()および()の範囲で貸付けの指図をすることができます。

() 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価金額の合計額の50%を超えないものとします。

() 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)()および()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

c．有価証券の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 前記(イ)の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 上記(イ)の借入れに係る品借料は、信託財産中から支払われます。

d．一部解約の請求ならびに有価証券の売却等および再投資の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

e．資金の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

(参考) アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンドの投資方針等

基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

運用方法

a. 投資対象

米国を本拠地とする企業が発行する普通株式を主要投資対象とします。

b. 運用態度

(イ) 通常の市場環境においては、成長の可能性が高いと判断される米国普通株式に対して投資を行います。ただし、委託会社が適切と判断した場合には、外国発行者による米国預託証券（ＡＤＲ）、優先証券、米国財務省証券、銀行引受手形、国内預金証書、１年以内に償還される質の高い短期証券等に投資することができます。

(ロ) 企業のファンダメンタルズ分析と株価バリュエーションに基づく銘柄選択を基本としてアクティブ運用を行います。

(ハ) 米国以外の外国証券については、原則純資産総額の１５％未満の保有とします。

(二) 外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。ただし、資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(ホ) 信託財産に属する資産の価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権付取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めます。

(ヘ) 信託財産に属する資産の価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(ト) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

c. 主な投資制限

(イ) 株式への投資割合には、制限を設けません。

(ロ) 外貨建資産への投資割合については、制限を設けません。

(ハ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の１０％以内とします。

(二) 未登録、未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、私募債、その他流動性の乏しいものへの投資割合については、それらの合計額が純資産総額の１０％以内とします。

(ホ) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の１０％以内とします。

(ヘ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

(ト) 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債のうち会社法第２３６条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資割合は、信託財産の純資産総額の１０％以内とします。

(チ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

- (リ) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (ヌ) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- (ル) 委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (ロ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、主としてアライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド受益証券への投資を通じて株式などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

株価変動リスク

一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、マザーファンドおよび当ファンドが組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

為替変動リスク

A コース

実質外貨建資産について外国為替予約取引、通貨先物取引、通貨オプション取引等を用いて為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替相場の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の国の金利が日本の金利に比べ高い場合には、金利差相当分のヘッジ・コストがかかり、収益力が低下することが考えられます。

B コース

実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動によりファンドの基準価額が影響を受けます。

信用リスク

株式や短期金融商品の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、当該株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。

また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

カントリー・リスク

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。

他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。

一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当するために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

インデックスの下落に伴うリスク

AコースはS & P 500 株価指数（配当金込み、円ヘッジベース）、BコースはS & P 500 株価指数（配当金込み、円ベース）をベンチマークとして運用を行います。ベンチマークとしたインデックスが下落する局面では、当ファンドのパフォーマンスも下落し、基準価額の下落につながることがあります。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の純資産総額が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には運用の基本方針にしたがって運用ができない場合があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクの管理体制

投資顧問会社におけるリスク管理

運用チームが、常時ポートフォリオをモニターし、そのリスク管理を行っています。運用面のリスク管理については、個別銘柄の徹底した調査・分析が基礎になると考えています。

また、リーガル・コンプライアンス部、チーフ・オペレーティング・オフィサー、チーフ・インベストメント・オフィサーらがその委員となるリスク管理委員会を設置し、運用チームとは独立したリスク管理を行っています。

委託会社におけるリスク管理

a．運用ガイドラインの遵守状況の監視

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。

b．パフォーマンスの検証

ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。

c．流動性リスクの管理

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

<参考情報>

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

Aコース



当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



Bコース



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した価額ですので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※上記グラフは、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月より表示しております。

※当ファンドは2024年2月16日に設定しており、運用期間が1年未満のため、年間騰落率は記載しておりません。

※上記グラフは、代表的な資産クラスについて、2020年1月～2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大・最小・平均を表示しております。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記グラフは、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したのですが、当ファンドは2024年2月16日に設定しており、運用期間が1年未満のため、年間騰落率は記載しておりません。

各資産クラスの指数

日本株……TOPIX(東証株価指数、配当込み)

先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI 国債

先進国債……FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

■TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社が算出し公表する、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社に帰属します。■MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。■MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。■NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。■FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。■JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

ありません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬は、信託財産の純資産総額に対し、年0.77％（税抜0.70％）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の総額は、日々の当ファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）および役務の内容は、以下のとおりです。

委託会社	年率0.65％	委託した資金の運用、基準価額の発表等の対価
販売会社	年率0.03％	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	年率0.02％	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

Aコースおよびマザーファンドの信託財産の運用指図に対する投資顧問会社の報酬は、上記の委託会社の受取る報酬の中から支払われます。

ファンドの信託報酬(消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間（第1計算期間および第2計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日（ただし、計算期間の最初の6ヵ月終了日に該当する日が休業日のときはその翌営業日とします。以下同じ。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

（４）【その他の手数料等】

その他の費用

- a．信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支払われます。
 - b．ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。
 - c．信託財産において一部解約金の支払資金、再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中から支払われます。
- マザーファンドにおいても、上記「その他の費用」のうちa．およびb．に記載されている費用を負担します。

その他の費用は、受益者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記に加え、以下に定める諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

- a．信託約款の作成、印刷および監督官庁への届出等に係る費用
- b．有価証券届出書および有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- c．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- d．運用報告書の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- e．信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- f．この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用
- g．受益権の管理事務に係る費用
- h．この信託の計理業務（設定・追加設定および解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- ・信託財産の監査に係る費用

- j．この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬
- k．参考指数の使用料ならびに指数値、構成銘柄および構成比率等の情報の入手に要する費用
- l．前各号に準ずる費用であり以下の各項に規定する支払方法によることが相当であると委託者が合理的に判断する費用

上記の諸費用は、純資産総額に対して年0.10%の率を上限とする額を、係る諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます（これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。）。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。かかる諸費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間（第1計算期間および第2計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から委託会社に対して支払われます。

上記およびのうち、主な手数料等を対価とする役務の内容は以下のとおりです。

- ・金融商品等の売買委託手数料は、組入金融商品等の売買の際に売買仲介人に支払う手数料です。
- ・外貨建資産の保管等に要する費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用です。
- ・上記 a．から f．までに記載されている法定書類関係費用は、印刷業者等に支払う法定書類の作成・印刷・交付および届出に係る費用です。
- ・信託財産の監査に係る費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用（監査費用）です。

手数料等の合計額については、受益者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- a．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c．同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d．元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が元本払戻金（特別分配金）となります。

個人・法人別の課税の取扱い

- a．個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込)を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告は不要となります。

^{*} 2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は20%（所得税15%および住民税5%）の税率となります。

外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（ロ）損益通算について

確定申告により、普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに一部解約時および償還時の譲渡損（または譲渡益）は、上場株式等の申告分離課税を選択した配当所得および譲渡益（または譲渡損）ならびに特定公社債等の利子所得および譲渡益（または譲渡損）と損益通算が可能です。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

- b．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率^{*}で源泉徴収されます。住民税は源泉徴収されません。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除することができます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

^{*} 2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となります。

上記は2024年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

5【運用状況】**【アライアンス・パースタイン・米国成長株投信Aコース（野村SMA・EW向け）】****（１）【投資状況】**

アライアンス・パースタイン・米国成長株投信Aコース（野村SMA・EW向け）

2024年12月30日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	4,436,291,046	103.73
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	159,744,898	3.73
合計（純資産総額）		4,276,546,148	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】**【投資有価証券の主要銘柄】**

2024年12月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	アライアンス・パースタイン・米国大型グロース株マザーファンド	358,470,785	11.9515	4,284,286,305	12.3756	4,436,291,046	103.73

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2024年12月30日現在

種類	国内／外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	103.73
合計		103.73

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**【純資産の推移】**

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Ａコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）

2024年12月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2024年 6月 6日）	712	712	10,480	10,480
第2期計算期間末（2024年12月 6日）	3,778	3,778	11,202	11,202
2024年 2月末日	1	—	10,075	—
3月末日	93	—	10,390	—
4月末日	256	—	9,919	—
5月末日	431	—	10,249	—
6月末日	1,007	—	10,711	—
7月末日	1,894	—	10,093	—
8月末日	2,263	—	10,349	—
9月末日	2,850	—	10,570	—
10月末日	3,126	—	10,699	—
11月末日	3,617	—	10,968	—
12月末日	4,276	—	11,015	—

(注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2024年 2月16日～2024年 6月 6日	0
第2期計算期間	2024年 6月 7日～2024年12月 6日	0

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1期計算期間	2024年 2月16日～2024年 6月 6日	4.8
第2期計算期間	2024年 6月 7日～2024年12月 6日	6.9

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。

以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Ａコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2024年 2月16日～2024年 6月 6日	694,985,566	15,208,148	679,777,418
第2期計算期間	2024年 6月 7日～2024年12月 6日	2,899,125,231	205,505,042	3,373,397,607

(注1)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2)第1期計算期間の設定口数は、当初自己設定の口数を含みます。

【アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Bコース（野村SMA・EW向け）】

（１）【投資状況】

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Bコース（野村SMA・EW向け）

2024年12月30日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	58,299,269,818	100.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	27,980,496	0.04
合計(純資産総額)		58,271,289,322	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2024年12月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	親投資信託 受益証券	アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド	4,710,823,703	11.9369	56,233,073,777	12.3756	58,299,269,818	100.04

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2024年12月30日現在

種類	国内／外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	100.04
合計		100.04

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**【純資産の推移】**

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Ｂコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）

2024年12月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2024年 6月 6日）	11,424	11,424	11,365	11,365
第2期計算期間末（2024年12月 6日）	50,700	50,700	12,009	12,009
2024年 2月末日	1	—	10,119	—
3月末日	1,947	—	10,736	—
4月末日	4,530	—	10,678	—
5月末日	9,039	—	11,128	—
6月末日	17,689	—	12,037	—
7月末日	26,838	—	10,774	—
8月末日	32,097	—	10,581	—
9月末日	36,852	—	10,716	—
10月末日	43,644	—	11,694	—
11月末日	47,926	—	11,795	—
12月末日	58,271	—	12,479	—

(注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2024年 2月16日～2024年 6月 6日	0
第2期計算期間	2024年 6月 7日～2024年12月 6日	0

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1期計算期間	2024年 2月16日～2024年 6月 6日	13.7
第2期計算期間	2024年 6月 7日～2024年12月 6日	5.7

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。

以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Ｂコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2024年 2月16日～2024年 6月 6日	10,065,125,094	12,727,189	10,052,397,905
第2期計算期間	2024年 6月 7日～2024年12月 6日	34,073,946,687	1,907,964,728	42,218,379,864

(注1)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2)第1期計算期間の設定口数は、当初自己設定の口数を含みます。

（参考）

アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド

（１）投資状況

2024年12月30日現在

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	5,298,591,709,637	94.76
	カナダ	21,688,476,259	0.38
	オランダ	64,188,365,183	1.14
	スイス	39,324,482,581	0.70
	デンマーク	18,265,035,701	0.32
	小計	5,442,058,069,361	97.33
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	149,018,551,743	2.66
合計(純資産総額)		5,591,076,621,104	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

2024年12月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	12,150,612	29,004.01	352,416,592,779	35,392.77	430,043,876,628	7.69
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	6,193,892	69,753.16	432,043,595,781	68,101.23	421,811,697,134	7.54
3	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	16,239,397	20,719.31	336,469,224,207	21,672.24	351,944,138,470	6.29
4	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-A	メディア・娯楽	3,275,350	80,755.76	264,503,395,725	94,877.94	310,758,479,776	5.55
5	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	5,282,112	42,827.85	226,221,545,501	50,405.63	266,248,229,573	4.76
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	8,449,813	28,153.56	237,892,370,699	30,693.24	259,352,199,203	4.63
7	アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	1,483,861	106,095.11	157,430,399,942	143,556.25	213,017,534,036	3.80
8	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	5,348,975	26,511.15	141,807,488,536	38,240.01	204,544,884,235	3.65
9	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	1,205,323	135,576.76	163,413,789,349	148,641.74	179,161,315,214	3.20
10	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	2,414,031	56,929.27	137,429,037,520	62,142.59	150,014,150,268	2.68
11	アメリカ	株式	ELI LILLY AND COMPANY	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,072,199	138,836.38	148,860,234,676	123,881.83	132,825,974,887	2.37
12	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	1,560,014	79,145.21	123,467,646,234	80,670.21	125,846,669,775	2.25
13	アメリカ	株式	MONSTER BEVERAGE CORP	食品・飲料・タバコ	15,130,024	7,646.14	115,686,291,787	8,312.35	125,766,191,167	2.24

14	アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・半導体製造装置	4,093,586	30,950.11	126,696,942,295	30,240.85	123,793,530,013	2.21
15	アメリカ	株式	COPART INC	商業・専門サービス	12,112,836	8,431.10	102,124,643,846	9,247.20	112,009,850,975	2.00
16	アメリカ	株式	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	消費者サービス	11,410,038	9,962.95	113,677,705,783	9,614.18	109,698,163,703	1.96
17	アメリカ	株式	ARISTA NETWORKS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5,874,264	13,065.25	76,748,766,704	17,879.08	105,026,467,718	1.87
18	アメリカ	株式	INTUITIVE SURGICAL INC	ヘルスケア機器・サービス	1,144,758	67,717.43	77,520,071,678	84,607.31	96,854,904,597	1.73
19	アメリカ	株式	LULULEMON ATHLETICA INC	耐久消費財・アパレル	1,541,134	47,433.31	73,101,090,288	61,163.46	94,261,088,688	1.68
20	アメリカ	株式	QUALCOMM INC	半導体・半導体製造装置	3,493,982	33,543.65	117,200,912,110	24,872.22	86,903,100,161	1.55
21	アメリカ	株式	CBOE GLOBAL MARKETS INC	金融サービス	2,781,742	33,089.55	92,046,602,045	31,183.60	86,744,744,296	1.55
22	アメリカ	株式	VERISK ANALYTICS INC	商業・専門サービス	1,930,907	42,102.65	81,296,302,223	43,863.31	84,695,980,046	1.51
23	アメリカ	株式	OTIS WORLDWIDE CORP	資本財	5,383,449	15,389.34	82,847,757,367	14,792.99	79,637,326,603	1.42
24	アメリカ	株式	MOTOROLA SOLUTIONS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,069,800	59,672.39	63,837,524,551	73,922.25	79,082,033,106	1.41
25	アメリカ	株式	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,193,722	76,008.65	90,733,201,993	64,657.65	77,183,267,391	1.38
26	アメリカ	株式	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	素材	1,325,557	47,479.71	62,937,068,436	54,301.61	71,979,882,163	1.28
27	アメリカ	株式	ZOETIS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,745,790	27,360.39	75,125,897,889	26,036.42	71,490,563,638	1.27
28	アメリカ	株式	SERVICENOW INC	ソフトウェア・サービス	393,677	122,784.58	48,337,466,994	171,065.34	67,344,490,957	1.20
29	アメリカ	株式	TRACTOR SUPPLY COMPANY	一般消費財・サービス流通・小売り	7,626,210	8,861.30	67,578,177,059	8,630.30	65,816,486,264	1.17
30	アメリカ	株式	CADENCE DESIGN SYS INC	ソフトウェア・サービス	1,299,608	49,231.14	63,981,188,685	48,249.64	62,705,625,159	1.12

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2024年12月30日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率（％）
株式	外国	半導体・半導体製造装置	15.72
		メディア・娯楽	14.39
		ソフトウェア・サービス	12.48
		一般消費財・サービス流通・小売り	11.55
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.58
		金融サービス	6.31
		ヘルスケア機器・サービス	5.57
		資本財	3.82
		商業・専門サービス	3.51
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.29
		生活必需品流通・小売り	3.20
		食品・飲料・タバコ	2.67
		耐久消費財・アパレル	2.38
		消費者サービス	1.96
		素材	1.28
		運輸	0.84
		自動車・自動車部品	0.70
小計			97.33
合計			97.33

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考情報）運用実績



運用実績

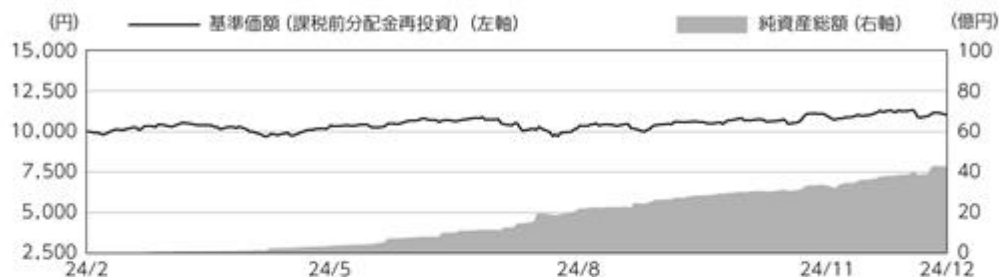
基準日：2024年12月30日

ファンドの運用実績

Aコース

■基準価額・純資産の推移

基準価額	11,015円	純資産総額	42億円
------	---------	-------	------



■分配の推移

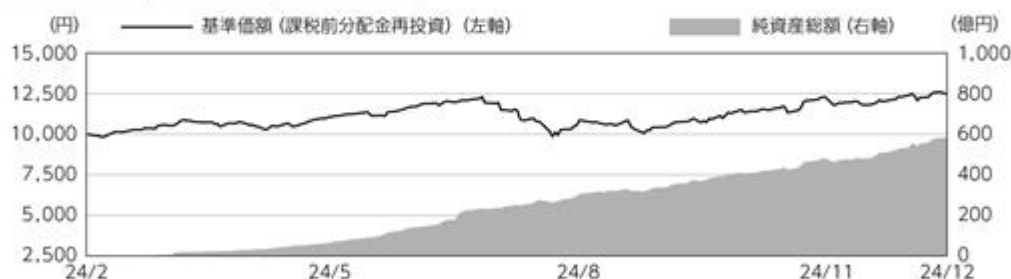
決算期	分配金
第1期	2024年 6月
第2期	2024年 12月
	設定未累計

分配金は1万口当たり課税前
運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

Bコース

■基準価額・純資産の推移

基準価額	12,479円	純資産総額	582億円
------	---------	-------	-------



■分配の推移

決算期	分配金
第1期	2024年 6月
第2期	2024年 12月
	設定未累計

分配金は1万口当たり課税前
運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

基準日：2024年12月30日

ファンドの運用実績

■主要な資産の状況（マザーファンドベース）

※組入比率は、全て純資産総額に対する比率です（小数点第2位を四捨五入しています）。

組入上位10銘柄

（銘柄数：51銘柄）

	銘柄名	セクター	国	組入比率(%)
1	アマゾン・ドット・コム	一般消費財・サービス	米国	7.7
2	マイクロソフト	情報技術	米国	7.5
3	エヌビディア	情報技術	米国	6.3
4	メタ・プラットフォームズ	コミュニケーション・サービス	米国	5.6
5	VISA	金融	米国	4.8
6	アルファベット	コミュニケーション・サービス	米国	4.6
7	ネットフリックス	コミュニケーション・サービス	米国	3.8
8	ブロードコム	情報技術	米国	3.7
9	コストコ・ホールセール	生活必需品	米国	3.2
10	ホーム・デポ	一般消費財・サービス	米国	2.7
組入上位10銘柄計				49.8

同一発行体が種類の異なる株式の比率は合算しています。

上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、委託会社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

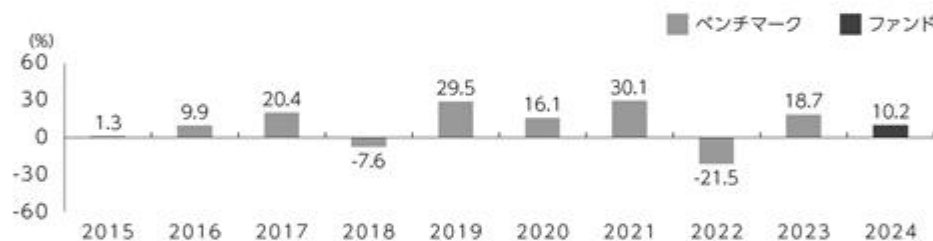
セクター別配分

セクター	組入比率(%)
情報技術	31.5
一般消費財・サービス	16.6
コミュニケーション・サービス	14.4
ヘルスケア	13.2
資本財・サービス	8.2
金融	6.3
生活必需品	5.9
素材	1.3
現金その他	2.7
合計	100.0

セクター別配分は、MSCI/S&PのGlobal Industry Classification Standard(GICS)の分類で区分しています。

■年間収益率の推移（暦年ベース）

Aコース



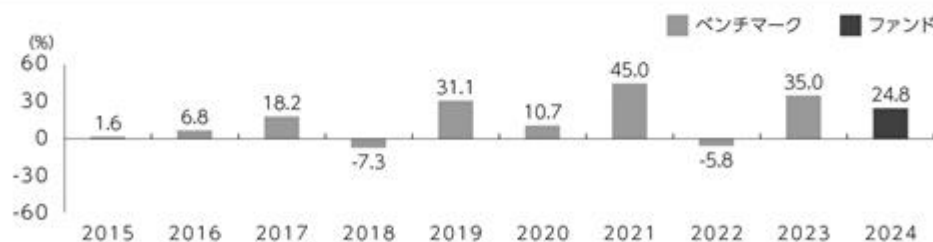
Aコースの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出します。

ベンチマーク：S&P500株価指数（配当金込み、円ヘッジベース）

2023年まではベンチマークの収益率を表示しています。

2024年は信託設定日（2月16日）から基準日までの収益率を表示しています。

Bコース



Bコースの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出します。

ベンチマーク：S&P500株価指数（配当金込み、円ベース）

2023年まではベンチマークの収益率を表示しています。

2024年は信託設定日（2月16日）から基準日までの収益率を表示しています。

※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ ベンチマークデータはあくまで参考情報であり、当ファンドの運用実績ではありません。

※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(2024年6月7日～2024年12月6日)における当ファンドの総経費率とその内訳は以下のとおりです。

ファンド名称	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
アライアンス・パースタイン・ 米国成長株投信Aコース(野村SMA・EW向け)	0.78%	0.76%	0.02%
アライアンス・パースタイン・ 米国成長株投信Bコース(野村SMA・EW向け)	0.77%	0.76%	0.01%

※総経費率は、対象期間中のファンドの運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率換算)です。

※詳細は、対象期間中の運用報告書(全体版)をご参照ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みの受付けを行います。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日には、取得の申込みの受付けは行いません。

原則として、取得申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。その時間を過ぎての受付けは翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、その口座に取得申込みによる口数の増加の記載または記録が行われます。

（2）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、収益分配金は、原則、決算日の基準価額で再投資されます。

（3）申込単位

1円以上1円単位とします。

ただし、収益分配金の再投資は、1口単位となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（4）申込手数料

ありません。

（5）受渡方法

申込代金を、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

なお、取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

（6）購入の申込者の制限

継続申込期間は、販売会社にSMA（セパレートリー・マネージド・アカウント）取引口座を開設した投資者等に限るものとします。

（7）その他留意点

委託会社は、合理的な理由からファンドの効率的な運用が妨げられると判断した場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）があるときは、取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

（１）換金方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行の請求）により換金することができます。原則として、毎営業日に販売会社にて換金の申込みの受付けを行います。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日には、換金の申込みの受付けは行いません。

原則として、換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後３時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。その時間を過ぎての受付けは翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して受益者が請求するこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、一部解約による受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において口数の減少の記載または記録が行われます。

（２）換金価額

換金の申込みを受付けた日（以下、「換金申込受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額とします。

（３）換金単位

１口単位とします。

（４）換金手数料

ありません。

（５）信託財産留保額

ありません。

（６）換金代金支払日

換金申込受付日から起算して、原則として５営業日目から販売会社において支払います。

（７）その他留意点

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）があるときは、換金の申込みの受付けを中止することができます。

換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして、上記（２）に準じて計算された価額とします。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に、「Aコース」は「米成長EWA」、「Bコース」は「米成長EWB」の略称で掲載されます。

基準価額は日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

主な資産の評価方法は以下のとおりです。

マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
外国株式	原則として、計算日前日の外国の金融商品取引所の終値で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ・外国為替の売買の予約取引の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（２）【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、信託契約締結日(2024年2月16日)から2033年12月6日までとしますが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。また、下記「(5)その他 信託契約の解約（繰上償還）」の場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年12月7日から翌年12月6日までとすることを原則としますが、計算期間の終了日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間はその翌日から開始します。ただし、第1計算期間は、2024年2月16日から2024年6月6日までとし、第2計算期間は、2024年6月7日から2024年12月6日までとします。なお、最終計算期間の終了日は、2033年12月6日とします。

（５）【その他】

信託契約の解約（繰上償還）

- a. 委託会社は、以下の事由に該当する場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

AコースとBコースの純資産総額の合計が30億円を下回ったとき

受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及び繰上償還の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b. からd. までの規定は、委託会社が繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b. からd. までに規定する当ファンドの繰上償還の手続きを行うことが困難なときには適用しません。
- f. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、以下の「信託約款の変更等」に記載の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、以下の「信託約款の変更等」に記載の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- a. 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、当ファンドの信託約款は本 に掲げる方法以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の3分の2以上に当たる多数をもって行います。書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

- e．上記b．からd．までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- f．上記の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に定める信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- a．他の受益者の氏名または名称および住所
- b．他の受益者が有する受益権の内容

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（<https://www.alliancebernstein.co.jp>）に掲載します。

運用報告書

委託会社は、毎決算時ならびに償還時に、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）および期間中の運用経過や信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、知っている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。これにより委託会社は運用報告書を交付したものとみなされます。

なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には交付します。

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改等

受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

信託事務の委託

受託会社は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に帰属します。

受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。収益分配金は、原則として、決算日の翌営業日に税引後無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、信託終了による償還金について、上記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求する権利を有します。

(5) 書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます）または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。

第3【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期（2024年6月7日から2024年12月6日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Aコース（野村SMA・EW向け）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2024年 6月 6日現在)	第2期 (2024年12月 6日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	267,580	20,255,785
親投資信託受益証券	713,368,902	3,712,757,677
派生商品評価勘定	924,573	62,869,125
未収入金	470,000	9,000,000
未収利息	-	88
流動資産合計	715,031,055	3,804,882,675
資産合計	715,031,055	3,804,882,675
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,161,513	4,042,519
未払解約金	-	12,961,396
未払受託者報酬	11,710	249,247
未払委託者報酬	397,939	8,474,410
その他未払費用	50,103	257,162
流動負債合計	2,621,265	25,984,734
負債合計	2,621,265	25,984,734
純資産の部		
元本等		
元本	679,777,418	3,373,397,607
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	32,632,372	405,500,334
（分配準備積立金）	22,854,112	262,186,543
元本等合計	712,409,790	3,778,897,941
純資産合計	712,409,790	3,778,897,941
負債純資産合計	715,031,055	3,804,882,675

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 (自 2024年 2月16日 至 2024年 6月 6日)	第2期 (自 2024年 6月 7日 至 2024年12月 6日)
営業収益		
受取利息	2	5,719
有価証券売買等損益	31,558,902	271,194,345
為替差損益	8,719,149	15,164,721
営業収益合計	22,839,755	256,035,343
営業費用		
受託者報酬	11,710	249,247
委託者報酬	397,939	8,474,410
その他費用	57,803	257,162
営業費用合計	467,452	8,980,819
営業利益又は営業損失（ ）	22,372,303	247,054,524
経常利益又は経常損失（ ）	22,372,303	247,054,524
当期純利益又は当期純損失（ ）	22,372,303	247,054,524
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	481,809	5,900,474
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	32,632,372
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,185,241	140,633,943
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,185,241	140,633,943
剰余金減少額又は欠損金増加額	406,981	8,920,031
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	406,981	8,920,031
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	32,632,372	405,500,334

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第2期 (自 2024年 6月 7日 至 2024年12月 6日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 (2) 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、2024年6月7日から2024年12月6日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第1期 (自 2024年 2月16日 至 2024年 6月 6日)	第2期 (自 2024年 6月 7日 至 2024年12月 6日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

第1期 (2024年 6月 6日現在)	第2期 (2024年12月 6日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 679,777,418口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 3,373,397,607口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0480円 (10,000口当たり純資産額 10,480円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1202円 (10,000口当たり純資産額 11,202円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 (自 2024年 2月16日 至 2024年 6月 6日)	第2期 (自 2024年 6月 7日 至 2024年12月 6日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円
2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。	2. 分配金の計算過程 同左

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

第1期 (自 2024年 2月16日 至 2024年 6月 6日)	第2期 (自 2024年 6月 7日 至 2024年12月 6日)
（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減を目的として、為替予約取引を利用しております。 （３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。	（１）金融商品に対する取組方針 同左 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 （３）金融商品に係るリスク管理体制 同左 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

第1期 (2024年 6月 6日現在)	第2期 (2024年12月 6日現在)
(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
(2) 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	(2) 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左
派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「（その他の注記）３．デリバティブ取引等関係」に記載しております。	派生商品評価勘定 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 (自 2024年 2月16日 至 2024年 6月 6日)	第2期 (自 2024年 6月 7日 至 2024年12月 6日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第2期 (自 2024年 6月 7日 至 2024年12月 6日)
該当事項はありません。

（その他の注記）

１．元本の移動

第1期 (2024年 6月 6日現在)	第2期 (2024年12月 6日現在)
期首元本額 1,000,000円	期首元本額 679,777,418円
期中追加設定元本額 693,985,566円	期中追加設定元本額 2,899,125,231円
期中一部解約元本額 15,208,148円	期中一部解約元本額 205,505,042円

２．売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第1期 (2024年 6月 6日現在)	第2期 (2024年12月 6日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	31,264,604	255,529,200
合計	31,264,604	255,529,200

３．デリバティブ取引等関係

第1期（2024年 6月 6日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	693,747,960	-	694,984,900	1,236,940
	米ドル	693,747,960	-	694,984,900	1,236,940
合計		693,747,960	-	694,984,900	1,236,940

第2期（2024年12月 6日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	154,979,875	-	150,937,356	4,042,519
	米ドル	154,979,875	-	150,937,356	4,042,519
	売建	3,878,678,804	-	3,815,809,679	62,869,125
	米ドル	3,878,678,804	-	3,815,809,679	62,869,125
合計		4,033,658,679	-	3,966,747,035	58,826,606

(注1)時価の算定方法

為替予約取引

- 1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
- 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2)上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（４）【附属明細表】

第１．有価証券明細表

（１）株式（2024年12月 6日現在）

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券（2024年12月 6日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド	311,954,500	3,712,757,677	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：98.2%	311,954,500	3,712,757,677 100.0%	
	合計			3,712,757,677	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

【アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Bコース（野村SMA・EW向け）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2024年 6月 6日現在)	第2期 (2024年12月 6日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,768,384	78,230,486
親投資信託受益証券	11,423,770,246	50,699,746,795
未収入金	8,100,000	126,700,000
未収利息	-	342
流動資産合計	11,434,638,630	50,904,677,623
資産合計	11,434,638,630	50,904,677,623
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,470,081	77,510,409
未払受託者報酬	224,329	3,571,362
未払委託者報酬	7,627,029	121,426,294
その他未払費用	237,022	1,556,765
流動負債合計	10,558,461	204,064,830
負債合計	10,558,461	204,064,830
純資産の部		
元本等		
元本	10,052,397,905	42,218,379,864
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,371,682,264	8,482,232,929
（分配準備積立金）	530,728,868	3,286,430,104
元本等合計	11,424,080,169	50,700,612,793
純資産合計	11,424,080,169	50,700,612,793
負債純資産合計	11,434,638,630	50,904,677,623

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 (自 2024年 2月16日 至 2024年 6月 6日)	第2期 (自 2024年 6月 7日 至 2024年12月 6日)
営業収益		
受取利息	9	18,383
有価証券売買等損益	539,490,246	2,940,292,908
営業収益合計	539,490,255	2,940,311,291
営業費用		
支払利息	12	-
受託者報酬	224,329	3,571,362
委託者報酬	7,627,029	121,426,294
その他費用	237,022	1,556,765
営業費用合計	8,088,392	126,554,421
営業利益又は営業損失（ ）	531,401,863	2,813,756,870
経常利益又は経常損失（ ）	531,401,863	2,813,756,870
当期純利益又は当期純損失（ ）	531,401,863	2,813,756,870
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	672,998	20,421,899
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	1,371,682,264
剰余金増加額又は欠損金減少額	841,845,356	4,575,796,944
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	841,845,356	4,575,796,944
剰余金減少額又は欠損金増加額	891,957	258,581,250
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	891,957	258,581,250
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,371,682,264	8,482,232,929

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第2期 (自 2024年 6月 7日 至 2024年12月 6日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、2024年6月7日から2024年12月6日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第1期 (自 2024年 2月16日 至 2024年 6月 6日)	第2期 (自 2024年 6月 7日 至 2024年12月 6日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

第1期 (2024年 6月 6日現在)	第2期 (2024年12月 6日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 10,052,397,905口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 42,218,379,864口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1365円 (10,000口当たり純資産額 11,365円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2009円 (10,000口当たり純資産額 12,009円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 (自 2024年 2月16日 至 2024年 6月 6日)	第2期 (自 2024年 6月 7日 至 2024年12月 6日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円
2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。	2. 分配金の計算過程 同左

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

第1期 (自 2024年 2月16日 至 2024年 6月 6日)	第2期 (自 2024年 6月 7日 至 2024年12月 6日)
（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 （３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	（１）金融商品に対する取組方針 同左 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 （３）金融商品に係るリスク管理体制 同左 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

第1期 (2024年 6月 6日現在)	第2期 (2024年12月 6日現在)
（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 （２）時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 （２）時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 (自 2024年 2月16日 至 2024年 6月 6日)	第2期 (自 2024年 6月 7日 至 2024年12月 6日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われてい ないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第2期 (自 2024年 6月 7日 至 2024年12月 6日)
該当事項はありません。

（その他の注記）

1．元本の移動

第1期 (2024年 6月 6日現在)	第2期 (2024年12月 6日現在)
期首元本額 1,000,000円	期首元本額 10,052,397,905円
期中追加設定元本額 10,064,125,094円	期中追加設定元本額 34,073,946,687円
期中一部解約元本額 12,727,189円	期中一部解約元本額 1,907,964,728円

2．売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第1期 (2024年 6月 6日現在)	第2期 (2024年12月 6日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	539,297,574	2,916,430,117
合計	539,297,574	2,916,430,117

3．デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1．有価証券明細表

（１）株式（2024年12月 6日現在）

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券（2024年12月 6日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・米国 大型グロース株マザーファンド	4,259,910,163	50,699,746,795	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.0%	4,259,910,163	50,699,746,795 100.0%	
	合計			50,699,746,795	

（注1）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 A コース（野村 S M A ・ E W 向け）」及び「アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 B コース（野村 S M A ・ E W 向け）」は「アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

貸借対照表

（単位：円）

対象年月日	(2024年12月 6日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	110,723,993,288
コール・ローン	5,815,136,344
株式	5,226,685,915,979
未収入金	14,736,696,880
未収配当金	3,021,825,000
未収利息	25,491
流動資産合計	5,360,983,592,982
資産合計	5,360,983,592,982
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	368,507
未払金	10,294,913,554
未払解約金	799,480,000
流動負債合計	11,094,762,061
負債合計	11,094,762,061
純資産の部	
元本等	
元本	449,510,475,530
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,900,378,355,391
元本等合計	5,349,888,830,921
純資産合計	5,349,888,830,921
負債純資産合計	5,360,983,592,982

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	(自 2024年 6月 7日 至 2024年12月 6日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 (3) 為替差損益 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

(自 2024年 6月 7日 至 2024年12月 6日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（その他の注記）

(2024年12月 6日現在)	
1. 元本の移動	
期首	2024年 6月 7日
期首元本額	421,388,169,977円
2024年6月7日より2024年12月6日までの期中追加設定元本額	84,787,029,316円
2024年6月7日より2024年12月6日までの期中一部解約元本額	56,664,723,763円
期末元本額	449,510,475,530円
期末元本額の内訳*	
アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	1,099,728,387円
アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 A コース（為替ヘッジあり）	11,389,472,712円
アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 B コース（為替ヘッジなし）	132,947,541,712円
アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 C コース毎月決算型（為替ヘッジあり）	23,668,523,625円
予想分配金提示型	
アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 D コース毎月決算型（為替ヘッジなし）	273,598,510,930円
予想分配金提示型	
アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 E コース隔月決算型（為替ヘッジなし）	2,234,833,501円
予想分配金提示型	
アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 A コース（野村 S M A ・ E W 向け）	311,954,500円
アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 B コース（野村 S M A ・ E W 向け）	4,259,910,163円
2. 2024年12月6日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	11.9016円
(10,000口当たり純資産額)	(119,016円)

（注 1）* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

附属明細表

第１．有価証券明細表

(１) 株式 (2024年12月 6日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	1,325,557	385.24	510,657,578.68	
	AXON ENTERPRISE INC	342,711	689.78	236,395,193.58	
	OTIS WORLDWIDE CORP	5,383,449	99.12	533,607,464.88	
	TREX COMPANY INC	3,339,386	76.02	253,860,123.72	
	UNITED RENTALS INC	451,251	854.99	385,815,092.49	
	COPART INC	12,112,836	61.91	749,905,676.76	
	VERISK ANALYTICS INC	1,930,907	288.90	557,839,032.30	
	SAIA INC	626,651	516.83	323,872,036.33	
	FERRARI NV	573,574	445.52	255,538,688.48	
	LULULEMON ATHLETICA INC	1,541,134	344.81	531,398,414.54	
	ON HOLDING AG-CLASS A	4,468,918	59.37	265,319,661.66	
	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	11,410,038	65.22	744,162,678.36	
	ALPHABET INC-CL C	8,449,813	174.31	1,472,886,904.03	
	META PLATFORMS INC-A	3,275,350	608.93	1,994,458,875.50	
	NETFLIX INC	1,483,861	917.87	1,361,991,496.07	
	REDDIT INC-CL A	137,060	153.09	20,982,515.40	
	AMAZON. COM INC	12,150,612	220.55	2,679,817,476.60	
	HOME DEPOT INC	2,414,031	426.54	1,029,680,782.74	
	TRACTOR SUPPLY COMPANY	1,525,242	282.47	430,835,107.74	
	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	1,205,323	982.26	1,183,940,569.98	
	CELSIUS HOLDINGS INC	5,723,157	27.89	159,618,848.73	
	MONSTER BEVERAGE CORP	15,130,024	53.10	803,404,274.40	
	IDEXX LABORATORIES INC	407,094	427.49	174,028,614.06	
	INTUITIVE SURGICAL INC	1,144,758	547.65	626,926,718.70	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	1,560,014	578.97	903,201,305.58	
	VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	1,847,394	231.66	427,967,294.04	
	ELI LILLY AND COMPANY	1,072,199	825.62	885,228,938.38	
	GENMAB A/S -SP ADR	5,493,337	21.85	120,029,413.45	
	METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL INC.	205,682	1,247.90	256,670,567.80	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	1,306,164	459.92	600,730,946.88	
	WATERS CORP	675,814	381.33	257,708,152.62	
	WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	833,529	318.20	265,228,927.80	
	ZOETIS INC	3,135,159	174.77	547,931,738.43	
	CBOE GLOBAL MARKETS INC	2,781,742	209.00	581,384,078.00	
	VISA INC-CLASS A SHARES	5,282,112	309.08	1,632,595,176.96	
	APPROVIN CORP-CLASS A	789,158	379.07	299,146,123.06	
	CADENCE DESIGN SYS INC	1,299,608	303.79	394,807,914.32	
	MANHATTAN ASSOCIATES INC	1,088,984	302.60	329,526,558.40	
	MICROSOFT CORP	6,193,892	442.62	2,741,540,477.04	
	SERVICENOW INC	393,677	1,123.72	442,382,718.44	
	SHOPIFY INC - CLASS A	1,267,449	114.09	144,603,256.41	
	SYNOPSYS INC	456,644	515.29	235,304,086.76	
	ARISTA NETWORKS INC	5,874,264	106.83	627,547,623.12	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	1,069,800	494.97	529,518,906.00	
	APPLIED MATERIALS INC	2,204,740	172.03	379,281,422.20	
	ASML HOLDING NV-NY REG SHS	221,308	711.50	157,460,642.00	
	ASTERA LABS INC	1,019,040	114.68	116,863,507.20	
	BROADCOM INC	5,348,975	170.47	911,839,768.25	
	NVIDIA CORP	16,239,397	145.06	2,355,686,928.82	
	QUALCOMM INC	3,800,044	160.39	609,489,057.16	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	4,093,586	192.99	790,021,162.14	
小計	銘柄数：51			34,830,640,516.99 (5,226,685,915,979)	
	組入時価比率：97.7%			100.0%	

合 計			5,226,685,915,979 (5,226,685,915,979)	
-----	--	--	--	--

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券 (2024年12月 6日現在)

該当事項はありません。

第2 . デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2024年12月 6日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の 取引	為替予約取引 買建	4,035,146,000	-	4,034,777,493	368,507
	米ドル	4,035,146,000	-	4,034,777,493	368,507
	合計	4,035,146,000	-	4,034,777,493	368,507

(注1)時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(注3) 上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 A コース（野村 S M A ・ E W 向け）

2024年12月30日現在

資産総額	4,458,092,055円
負債総額	181,545,907円
純資産総額（ - ）	4,276,546,148円
発行済口数	3,882,647,197口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1015円

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 B コース（野村 S M A ・ E W 向け）

2024年12月30日現在

資産総額	58,317,592,543円
負債総額	46,303,221円
純資産総額（ - ）	58,271,289,322円
発行済口数	46,695,872,552口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2479円

（参考）

アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド

2024年12月30日現在

資産総額	5,591,285,905,435円
負債総額	209,284,331円
純資産総額（ - ）	5,591,076,621,104円
発行済口数	451,782,385,054口
1口当たり純資産額（ / ）	12.3756円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。（2024年12月末現在）

委託会社の発行する株式の総数は100,000株、うち発行済株式総数は32,600株です。

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決めます。

投資決定のプロセス

a．運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

b．信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記a．の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。なお、信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用を除きます。）は、正当な契約を締結した投資顧問会社に委託します。

c．コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業務を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は2024年12月末現在次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	72本	6,694,756百万円
追加型公社債投資信託	-	-
単位型株式投資信託	6本	73,513百万円
単位型公社債投資信託	-	-
合計	78本	6,768,269百万円

純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に従って作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。
- 3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度に係る中間会計期間（自2024年1月1日 至2024年6月30日）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

科 目	期 別	注記 番号	第27期 (2022年12月31日現在)	第28期 (2023年12月31日現在)
			金 額	金 額
(資産の部)			千円	千円
流 動 資 産				
預金			4,656,186	5,177,049
有価証券			1,884,828	2,115,792
前払費用			70,193	141,385
未収入金			32,300	57,243
未収委託者報酬			2,911,346	3,330,454
未収運用受託報酬			718,696	656,841
流 動 資 産 合 計			10,273,549	11,478,764
固 定 資 産				
有形固定資産				
建物	*2		556,594	452,223
器具備品	*2		129,338	99,762
有形固定資産合計			685,932	551,985
無形固定資産				
ソフトウェア			206	-
電話加入権			2,204	2,204
無形固定資産合計			2,410	2,204
投資その他の資産				
投資有価証券			21,184	-
長期差入保証金			169,629	147,562
長期前払費用			-	10,842
繰延税金資産			522,955	509,936
投資その他の資産合計			713,768	668,340
固 定 資 産 合 計			1,402,110	1,222,529
資 産 合 計			11,675,659	12,701,293
(負債の部)				
流 動 負 債				
預り金			41,929	46,649
未払金				
未払手数料			1,354,503	1,554,093
未払委託計算費			21,696	25,161
その他未払金	*1		2,928,028	2,742,832
未払費用			177,916	174,488
未払賞与			714,600	747,465
未払法人税等			97,761	270,368
前受収益			3,333	-
流 動 負 債 合 計			5,339,766	5,561,056
固 定 負 債				
退職給付引当金			439,844	493,753
関係会社長期借入金			1,781,258	1,903,230
固 定 負 債 合 計			2,221,102	2,396,983
負 債 合 計			7,560,868	7,958,039
(純資産の部)				
株 主 資 本				
資本金			1,630,000	1,630,000
資本剰余金				
資本準備金			1,500,000	1,500,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金			783,518	1,321,662
利益剰余金合計			783,518	1,321,662
株主資本合計			3,913,518	4,451,662
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			201,273	291,592
評価・換算差額等合計			201,273	291,592
純 資 産 合 計			4,114,791	4,743,254
負 債 ・ 純 資 産 合 計			11,675,659	12,701,293

（２）【損益計算書】

科 目	期 別	注記 番号	第27期 (自2022年1月 1日 至2022年12月31日)	第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)
			金 額	金 額
			千円	千円
営業収益				
委託者報酬			48,656,523	51,583,715
運用受託報酬			1,458,018	1,350,715
販売代行報酬			277,755	270,031
その他営業収益			19,697,921	21,068,164
営業収益計			30,694,375	32,136,297
営業経費				
支払手数料			23,912,669	25,363,768
広告宣伝費			126,700	109,896
調査費				
調査費			74,854	81,286
図書費			2,538	2,305
委託計算費			684,371	707,587
営業雑経費				
通信費			47,439	45,825
印刷費			33,626	38,093
協会費			31,841	25,481
諸会費			2,664	2,600
営業経費計			24,916,702	26,376,841
一般管理費				
給料				
役員報酬			137,061	133,566
給料・手当			1,651,064	1,583,695
賞与			661,328	702,636
交際費			5,314	6,815
旅費交通費			15,468	36,479
租税公課			77,220	80,800
不動産賃借料			252,770	279,781
退職給付費用			99,745	124,460
固定資産減価償却費			180,888	173,854
関係会社付替費用			797,221	896,671
諸経費			533,765	513,684
一般管理費計			4,411,844	4,532,441
営業利益			1,365,829	1,227,015
営業外収益				
受取利息			30,693	104,776
その他営業外収益			643	691
営業外収益計			31,336	105,467
営業外費用				
為替差損			184,798	89,808
支払利息			72,068	77,392
営業外費用計			256,866	167,200
経常利益			1,140,299	1,165,282
特別利益				
投資有価証券売却益			2,861	2,129
特別損失				
投資有価証券売却損			521	519
税引前当期純利益			1,142,639	1,166,892
法人税、住民税及び事業税			362,690	423,673
法人税等調整額			3,561	26,841
法人税等計			359,129	396,832
当期純利益			783,510	770,060

（３）【株主資本等変動計算書】

第27期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,830,000	1,500,000	1,207,935	1,207,935	4,337,935	59,719	4,397,654
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	△ 1,207,927	△ 1,207,927	△ 1,207,927	-	△ 1,207,927
当期純利益	-	-	783,510	783,510	783,510	-	783,510
株主資本以外 の項目の当期変 動額（純額）	-	-	-	-	-	141,554	141,554
当期変動額合計	-	-	△ 424,417	△ 424,417	△ 424,417	141,554	△ 282,863
当期末残高	1,830,000	1,500,000	783,518	783,518	3,913,518	201,273	4,114,791

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

（単位：千円）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	
		資本準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	1,830,000	1,500,000	783,518	783,518	3,913,518	201,273	4,114,791
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	△ 231,918	△ 231,918	△ 231,918	-	△ 231,918
当期純利益	-	-	770,080	770,080	770,080	-	770,080
株主資本以外 の項目の当期変 動額（純額）	-	-	-	-	-	90,319	90,319
当期変動額合計	-	-	538,144	538,144	538,144	90,319	828,463
当期末残高	1,830,000	1,500,000	1,321,862	1,321,862	4,451,862	291,592	4,743,254

重要な会計方針**１．有価証券の評価基準及び評価方法**

有価証券（預金と同様の性格を有するもの）

移動平均法による原価法により行っております。

その他有価証券（市場価格のない株式等以外のもの）

決算日の市場価値等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	2～10年
器具備品	3～10年

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

（３）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社は資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

（１）委託者報酬

当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の純資産総額(以下「NAV」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドのNAVに固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。

（２）運用受託報酬

当社は、投資顧問契約に基づき顧問口座に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

（３）成功報酬

当社が顧問口座の運用成果に応じて受領する成功報酬は、対象となる投資顧問契約のもと、パフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定的となった時点で収益として認識しております。

（４）その他営業収益（投資顧問業取引に関する調整）

その他営業収益は当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づき毎月計算され、月次で収益を認識しております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）外貨建の資産及び負債

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第27期 (2022年12月31日 現在)	第28期 (2023年12月31日 現在)
*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
その他未払金 1,882,909千円	その他未払金 2,073,675千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
建物 546,203千円 器具備品 272,096千円	建物 650,573千円 器具備品 312,754千円

（損益計算書関係）

第27期 (自2022年1月 1日 至2022年12月31日)	第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、その他営業収益は当社の親会社および海外グループ子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。支払利息は関係会社長期借入金に係る利息であります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、その他営業収益は当社の親会社および海外グループ子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。支払利息は関係会社長期借入金に係る利息であります。
その他営業収益 19,697,921千円 関係会社付替費用 797,221千円 支払利息 72,068千円	その他営業収益 21,068,164千円 関係会社付替費用 896,671千円 支払利息 77,392千円

（株主資本等変動計算書関係）

第27期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	32,600	-	-	32,600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2022年6月28日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 1,207,927千円

1株当たりの配当額 37,053円

基準日 2021年12月31日

効力発生日 2022年 6月30日

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	32,600	-	-	32,600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2023年6月28日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	231,916千円
1株当たりの配当額	7,114円
基準日	2022年12月31日
効力発生日	2023年 6月30日

（リース取引関係）

第27期 (自2022年1月 1日 至2022年12月31日)		第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)	
オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料	
1年内	88,166千円	1年内	226,714千円
1年超	-千円	1年超	806,091千円
合計	88,166千円	合計	1,032,805千円

（金融商品関係）

第27期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金（未払手数料）はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

（2）金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ビーへの営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。長期借入金は、直接親会社であるアライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアからの借入金であり、信用リスクはほとんどないものと考えております。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第27期（2022年12月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金	1,781,258	1,727,464	-53,794
負債計	1,781,258	1,727,464	-53,794

- （注）（１）預金、有価証券、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等
これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。
- （２）長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- （１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

- （２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル１ （千円）	レベル２ （千円）	レベル３ （千円）	合計 （千円）
関係会社長期借入金	-	1,727,464	-	1,727,464
負債計	-	1,727,464	-	1,727,464

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

- （１）関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル２の時価に分類しております。

（注２）長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
関係会社長期借入金	-	-	-	-	-	1,781,258
合計	-	-	-	-	-	1,781,258

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

- （１）金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金（未払手数料）はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

- （２）金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ビーへの営業債権および営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。長期借入金は、直接親会社であるアライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアからの借入金であり、信用リスクはほとんどないものと考えております。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第28期（2023年12月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金	1,903,230	1,858,113	-45,117
負債計	1,903,230	1,858,113	-45,117

（注）（１）預金、有価証券、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。

（２）長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル１ （千円）	レベル２ （千円）	レベル３ （千円）	合計 （千円）
関係会社長期借入金	-	1,858,113	-	1,858,113
負債計	-	1,858,113	-	1,858,113

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（１）関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル２の時価に分類しております。

（注2）長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	-	1,903,230	-
合計	-	-	-	-	1,903,230	-

（有価証券関係）

第27期（2022年12月31日現在）

1. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	21,184	22,970	-1,786
	小計	21,184	22,970	-1,786
合計		21,184	22,970	-1,786

（注）有価証券のうち1,884,828千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額としているため、上表には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却した投資有価証券

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	16,420	2,861	-
合計	16,420	2,861	-

第28期（2023年12月31日現在）

1. その他有価証券

期末時点で貸借対照表に時価で計上している有価証券の該当はありません。

（注）有価証券のうち2,115,792千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額としております。

2. 当事業年度中に売却した投資有価証券

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	95,012	2,129	-519
合計	95,012	2,129	-519

（退職給付関係）

第27期 （自 2022年1月 1日 至 2022年12月31日）	第28期 （自 2023年1月 1日 至 2023年12月31日）																																												
1.採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>403,844 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>65,473 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>29,473 千円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>439,844 千円</td></tr> </table> (2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>-</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>-</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>439,844 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>439,844 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>439,844 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>439,844 千円</td></tr> </table> (3)退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>65,473 千円</td></tr> </table> 3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、27,960千円でありました。	期首における退職給付引当金	403,844 千円	退職給付費用	65,473 千円	退職給付の支払額	29,473 千円	期末における退職給付引当金	439,844 千円	積立型制度の退職給付債務	-	年金資産	-	非積立型制度の退職給付債務	439,844 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	439,844 千円	退職給付引当金	439,844 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	439,844 千円	簡便法で計算した退職給付費用	65,473 千円	1.採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>439,844 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>74,594 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>20,685 千円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>493,753 千円</td></tr> </table> (2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>-</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>-</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>493,753 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>493,753 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>493,753 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>493,753 千円</td></tr> </table> (3)退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>74,594 千円</td></tr> </table> 3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、28,310千円でありました。	期首における退職給付引当金	439,844 千円	退職給付費用	74,594 千円	退職給付の支払額	20,685 千円	期末における退職給付引当金	493,753 千円	積立型制度の退職給付債務	-	年金資産	-	非積立型制度の退職給付債務	493,753 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	493,753 千円	退職給付引当金	493,753 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	493,753 千円	簡便法で計算した退職給付費用	74,594 千円
期首における退職給付引当金	403,844 千円																																												
退職給付費用	65,473 千円																																												
退職給付の支払額	29,473 千円																																												
期末における退職給付引当金	439,844 千円																																												
積立型制度の退職給付債務	-																																												
年金資産	-																																												
非積立型制度の退職給付債務	439,844 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	439,844 千円																																												
退職給付引当金	439,844 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	439,844 千円																																												
簡便法で計算した退職給付費用	65,473 千円																																												
期首における退職給付引当金	439,844 千円																																												
退職給付費用	74,594 千円																																												
退職給付の支払額	20,685 千円																																												
期末における退職給付引当金	493,753 千円																																												
積立型制度の退職給付債務	-																																												
年金資産	-																																												
非積立型制度の退職給付債務	493,753 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	493,753 千円																																												
退職給付引当金	493,753 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	493,753 千円																																												
簡便法で計算した退職給付費用	74,594 千円																																												

（税効果会計関係）

第27期 (2022年12月31日現在)	第28期 (2023年12月31日現在)																																																								
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税否認</td><td>8,868</td></tr> <tr> <td>未払費用否認</td><td>53,767</td></tr> <tr> <td>親会社持分報酬制度負担額</td><td>86,511</td></tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>195,914</td></tr> <tr> <td>貯蔵品</td><td>1,193</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>130,656</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>133,856</td></tr> <tr> <td>原状回復費用否認</td><td>35,782</td></tr> <tr> <td>長期繰延資産（移転支援金）</td><td>1,021</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>88,831</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>558,737</td></tr> <tr> <td>将来減算一時差異における評価性引当額</td><td>35,782</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td><td>522,955</td></tr> </table>	繰延税金資産	千円	未払事業税否認	8,868	未払費用否認	53,767	親会社持分報酬制度負担額	86,511	賞与引当金損金算入限度超過額	195,914	貯蔵品	1,193	減価償却超過額	130,656	退職給付引当金損金算入限度超過額	133,856	原状回復費用否認	35,782	長期繰延資産（移転支援金）	1,021	その他	88,831	繰延税金資産小計	558,737	将来減算一時差異における評価性引当額	35,782	繰延税金資産計	522,955	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税否認</td><td>9,303</td></tr> <tr> <td>未払費用否認</td><td>53,860</td></tr> <tr> <td>親会社持分報酬制度負担額</td><td>62,367</td></tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>207,756</td></tr> <tr> <td>貯蔵品</td><td>851</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>156,670</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>149,221</td></tr> <tr> <td>原状回復費用否認</td><td>42,979</td></tr> <tr> <td>長期繰延資産（移転支援金）</td><td>-</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>130,092</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>552,915</td></tr> <tr> <td>将来減算一時差異における評価性引当額</td><td>42,979</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td><td>509,936</td></tr> </table>	繰延税金資産	千円	未払事業税否認	9,303	未払費用否認	53,860	親会社持分報酬制度負担額	62,367	賞与引当金損金算入限度超過額	207,756	貯蔵品	851	減価償却超過額	156,670	退職給付引当金損金算入限度超過額	149,221	原状回復費用否認	42,979	長期繰延資産（移転支援金）	-	その他	130,092	繰延税金資産小計	552,915	将来減算一時差異における評価性引当額	42,979	繰延税金資産計	509,936
繰延税金資産	千円																																																								
未払事業税否認	8,868																																																								
未払費用否認	53,767																																																								
親会社持分報酬制度負担額	86,511																																																								
賞与引当金損金算入限度超過額	195,914																																																								
貯蔵品	1,193																																																								
減価償却超過額	130,656																																																								
退職給付引当金損金算入限度超過額	133,856																																																								
原状回復費用否認	35,782																																																								
長期繰延資産（移転支援金）	1,021																																																								
その他	88,831																																																								
繰延税金資産小計	558,737																																																								
将来減算一時差異における評価性引当額	35,782																																																								
繰延税金資産計	522,955																																																								
繰延税金資産	千円																																																								
未払事業税否認	9,303																																																								
未払費用否認	53,860																																																								
親会社持分報酬制度負担額	62,367																																																								
賞与引当金損金算入限度超過額	207,756																																																								
貯蔵品	851																																																								
減価償却超過額	156,670																																																								
退職給付引当金損金算入限度超過額	149,221																																																								
原状回復費用否認	42,979																																																								
長期繰延資産（移転支援金）	-																																																								
その他	130,092																																																								
繰延税金資産小計	552,915																																																								
将来減算一時差異における評価性引当額	42,979																																																								
繰延税金資産計	509,936																																																								
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>30.6 %</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>2.4</td></tr> <tr> <td>評価性引当額取崩し</td><td>0.7</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>2.3</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>31.4 %</td></tr> </table>	法定実効税率	30.6 %	（調整）		交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	2.4	評価性引当額取崩し	0.7	その他	2.3	税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.4 %	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>30.6 %</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>2.4</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>0.6</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.4</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>34.0 %</td></tr> </table>	法定実効税率	30.6 %	（調整）		交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	2.4	評価性引当額	0.6	その他	0.4	税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0 %																																
法定実効税率	30.6 %																																																								
（調整）																																																									
交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	2.4																																																								
評価性引当額取崩し	0.7																																																								
その他	2.3																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.4 %																																																								
法定実効税率	30.6 %																																																								
（調整）																																																									
交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	2.4																																																								
評価性引当額	0.6																																																								
その他	0.4																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0 %																																																								

（資産除去債務関係）

第27期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

第27期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

委託者報酬	48,656,523
運用受託報酬	1,458,018
販売代行報酬	277,755
その他営業収益	19,697,921
合計	30,694,375

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

委託者報酬	51,583,715
運用受託報酬	1,350,715
販売代行報酬	270,031
その他営業収益	21,068,164
合計	32,136,297

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（関連当事者情報）

第27期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

1．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ビー	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	4,694,098 千円ドル	投資顧問業	（被所有） 間接100.0	当社設定・ 運用商品の 運用を 再委託	その他 営業収益	19,697,921	未払金	1,882,909
							諸経費の 支払	797,221		

（注）1．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千米ドル）	科目	期末残高（千米ドル）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	157,256 千米ドル	持株会社	（被所有） 直接100.0	資金の提供	長期借入金の 借入	-	関係会社 長期借入金	13,500
							支払利息	546	その他未払金	153

- （注）１．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
 ２．取引条件及び取引条件の決定方針等
 上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）
 アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）
 エクイタブル・ホールディングス・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

１．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	4,636,007 千米ドル	投資顧問業	（被所有） 間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他 営業収益	21,068,165	未払金	2,073,675
							諸経費の支払	896,671		

- （注）１．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
 ２．取引条件及び取引条件の決定方針等
 上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千米ドル）	科目	期末残高（千米ドル）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	157,256 千米ドル	持株会社	（被所有） 直接100.0	資金の提供	長期借入金の 借入	-	関係会社 長期借入金	13,500
							支払利息	546	その他未払金	153

- （注）１．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
 ２．取引条件及び取引条件の決定方針等
 上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）
 アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）
 エクイタブル・ホールディングス・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第27期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者 報酬	運用受託 報酬	販売代行 手数料報酬	その他 営業収益	合計
外部顧客への 売上高	48,656,523	1,458,018	277,755	19,697,921	30,694,375

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
50,125,538	19,703,419	272,256	30,694,375

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する 19,703,419千円となります。

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者 報酬	運用受託 報酬	販売代行 手数料報酬	その他 営業収益	合計
外部顧客への 売上高	51,583,715	1,350,715	270,031	21,068,164	32,136,297

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
52,972,507	21,101,412	265,202	32,136,297

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する 21,101,412千円となります。

（1株当たり情報）

項 目	第27期 (自2022年1月 1日 至2022年12月31日)	第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)
1株当たり純資産額	126,220 円 60 銭	145,498 円 59 銭
1株当たり当期純利益	24,034 円 06 銭	23,621 円 48 銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式 が存在しないため記載しておりま せん。	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式 が存在しないため記載しておりま せん。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項 目	第27期 (自2022年1月 1日 至2022年12月31日)	第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)
当期純利益（千円）	783,510	770,060
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	783,510	770,060
期中平均株式数（株）	32,600	32,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

第29期中間会計期間

2024年6月30日現在

(単位：千円)

資産の部

流動資産

預金		6,012,462
有価証券		2,477,785
未収入金		118,140
未収委託者報酬		3,614,452
未収運用受託報酬		335,110
その他		89,393

流動資産合計

12,647,342

固定資産

有形固定資産

建物	2	400,039
器具備品	2	86,547

無形固定資産

2,204

投資その他の資産

長期差入保証金 138,370

繰延税金資産 305,550

その他 8,449

固定資産合計

941,159

資産合計

13,588,501

負債の部

流動負債

預り金		41,751
未払金		
未払手数料		1,717,054
その他未払金	1	3,822,818
未払費用		178,763
未払法人税等		120,128
賞与引当金		400,724

流動負債合計

6,281,238

固定負債

退職給付引当金 479,812

関係会社長期借入金 2,171,610

固定負債合計

2,651,422

負債合計

8,932,660

純資産の部

株主資本

資本金 1,630,000

資本剰余金

資本準備金 1,500,000

資本剰余金合計 1,500,000

利益剰余金

その他利益剰余金

繰越利益剰余金 1,025,136

利益剰余金合計 1,025,136

株主資本合計

4,155,136

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金 500,705

評価・換算差額等合計 500,705

純資産合計

4,655,841

負債・純資産合計

13,588,501

(2) 中間損益計算書

第29期中間会計期間

自 2024年1月 1日

至 2024年6月30日

(単位 : 千円)

営業収益

委託者報酬

33,534,360

運用受託報酬

559,621

その他営業収益

1 13,872,305

営業収益合計

20,221,676

営業費用

支払手数料

16,530,709

その他

580,146

営業費用合計

17,110,855

一般管理費

2 2,372,068

営業利益

738,753

営業外収益

3 58,975

営業外費用

4 206,538

経常利益

591,190

特別利益

有価証券売却益

96

税引前中間純利益

591,286

法人税、住民税及び事業税

84,303

法人税等調整額

112,096

中間純利益

394,887

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（預金と同様の性格を有するもの）

移動平均法による原価法により行っております。

その他有価証券（市場価格のない株式等以外のもの）

中間決算日の基準価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	2～10年
器具備品	3～10年

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

（３）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

（２）退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社は資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

（１）委託者報酬

当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の純資産総額(以下「NAV」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドのNAVに固定料率を乗じて毎営業日算され、日次で収益を認識しております。

（２）運用受託報酬

当社は、投資顧問契約に基づき顧客口座のNAV等に応じて手数料を受領しております。
サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

（３）成功報酬

当社が顧客口座の運用成果に応じて受領する成功報酬は、対象となる投資顧問契約のもと、パフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定的となった時点で収益として認識しております。

（４）その他営業収益（投資顧問業取引に関する調整）

その他営業収益は当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づき毎月計算され、月次で収益を認識しております。

５．その他中間財務諸表作成のための重要な事項

（１）外貨建の資産及び負債

外貨建の資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

（中間貸借対照表関係）

- 1 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。
- 2 第29期中間会計期間末（2024年6月30日現在）の有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

建物	702,758千円
器具備品	328,037千円

（中間損益計算書関係）

- 1 その他営業収益のうち、14,030,176千円につきましては、当社の親会社および海外グループ会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。
- 2 第29期中間会計期間（自2024年1月1日 至2024年6月30日）の有形固定資産の減価償却実施額は、79,558千円であります。
- 3 営業外収益のうち主要なものは、受取利息 58,747千円となります。
- 4 営業外費用につきましては、為替差損 164,915千円及び支払利息 41,623千円となります。

（リース取引関係）

第29期中間会計期間末（2024年6月30日現在）

オペレーティング・リース取引（借主側）のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、以下のとおりであります。

1 年内	226,714千円
1 年超	711,626千円
合計	938,340千円

（金融商品関係）

1．金融商品の時価等に関する事項

第29期中間会計期間末（2024年6月30日現在）の、中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金	2,171,610	2,090,032	-81,578
負債計	2,171,610	2,090,032	-81,578

（注）（1）預金、有価証券、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金、未払費用、未払法人税等

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。

（2）長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

2．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品
 該当ありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
関係会社長期借入金	-	2,090,032	-	2,090,032
負債計	-	2,090,032	-	2,090,032

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(注 2) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	-	2,171,610	-
合計	-	-	-	-	2,171,610	-

(有価証券関係)

第29期中間会計期間末（2024年6月30日現在）

有価証券のうち2,477,785千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって中間貸借対照表計上額としております。

(資産除去債務関係)

第29期中間会計期間（自2024年1月1日 至2024年6月30日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

第29期中間会計期間（自2024年1月1日 至2024年6月30日）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

委託者報酬	33,534,360
運用受託報酬	559,621
販売代行報酬	157,871
その他営業収益	14,030,176
合計	20,221,676

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 ４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

第29期中間会計期間（自2024年1月1日 至2024年6月30日）

１．セグメント情報

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとに分類した売上は、以下のとおりであります。

委託者報酬	33,534,360千円
運用受託報酬	559,621千円
販売代行報酬	157,871千円
その他営業収益	14,030,176千円
合計	<u>20,221,676千円</u>

（２）地域ごとの情報

営業収益

顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類した売上は、以下のとおりであります。

日本	34,093,981千円
米国	14,047,459千円
その他	175,154千円
合計	<u>20,221,676千円</u>

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する 14,047,459千円となります。

（１株当たり情報）

第29期中間会計期間（自2024年1月1日 至2024年6月30日）

1株当たり純資産額	142,817円22銭
1株当たり中間純利益	12,113円12銭

（注）１．潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。

２．１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	394,887千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	394,887千円
期中平均株式数	32,600株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（2024年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社>

名 称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2024年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
野村證券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社（Aコースおよびマザーファンドの投資顧問会社）

名 称	資本金の額 (2023年12月末現在)	事業の内容
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	44億48百万米ドル [*] （約6,310億円） 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル＝141.83円 （2023年12月29日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	投資運用業務を営んでいます。
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド	19百万英ポンド（約35億円） 英ポンドの邦貨換算レートは、1英ポンド＝180.68円 （2023年12月29日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド	9百万オーストラリアドル（約9億円） オーストラリアドルの邦貨換算レートは、1オーストラリアドル＝96.94円（2023年12月29日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド	290百万香港ドル（約53億円） 香港ドルの邦貨換算レートは、1香港ドル＝18.15円 （2023年12月29日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	

^{*} 出資者に帰属するパートナー資本を記載しています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社の業務

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 投資顧問会社の業務

Aコースおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との信託財産の運用に関する委託契約に基づき、信託財産の運用指図（国内余剰金の運用指図を除きます。）を行います。

3【資本関係】

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアは、委託会社の全株を保有し、同社およびアライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドは、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの実質的な子会社です。

第3【参考情報】

計算期間中に提出した書類及び提出年月日

2024年8月23日 有価証券報告書

2024年8月23日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

2024年3月15日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

大 畑 茂

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月10日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Aコース（野村SMA・EW向け）の2024年6月7日から2024年12月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Aコース（野村SMA・EW向け）の2024年12月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月10日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Bコース（野村SMA・EW向け）の2024年6月7日から2024年12月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Bコース（野村SMA・EW向け）の2024年12月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年9月13日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

久保直毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間財務諸表に対する意見を表明するために、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する中間監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。